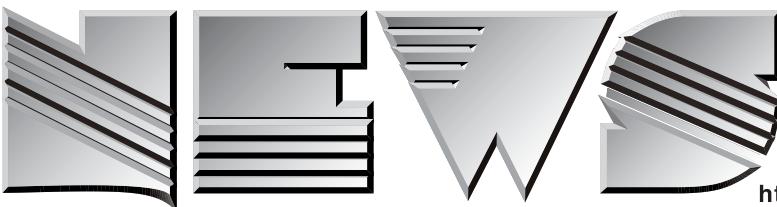




いのちに
やさしい
まちづくり



連載

総括：地域猫活動 -1

最初に「地域猫の定義」について私の意見でございます。

飼い主のいない猫、つまり所有者のいない猫についてその定義を定めることは困難だと思います。要は、必要無いかと。

加えて、仮りに定義を定めてしましますと、その定義に当てはまらない猫は地域猫とは認められないでしょう。定義を定め、猫を人が区別差別する事は、如何かと思います。

その理由を以下に詳しく書きますが、どうしても定義が必要であれば、例えば、

●「地域猫とは、長年に渡る猫に対する行政不作為と地域不作為により発生増加した飼い主のいない猫」でしょうか。

猫の存在自体が極めて曖昧である事、長年の私達住民、行政の平たく言えば怠慢の為に増加した猫であること、それを考えますと最初に戻り、猫を区別するのでは無く、そもそも論から考えていく必要を感じます。

飼い主のいない猫は狂犬病予防法で国により徹底管理されている(はず)の犬と異なり、存在自体が誠に曖昧です。

●餌を与えていて苦情を言われれば「別に飼っている訳じゃないから。餌をあげているだけ。」

逆にその猫が嫌がらせを受ければ「うちの猫に何するのよっ。」

つまり明らかな遺棄は別ですが、猫は飼い猫にも飼い主のいない猫にも、人の意思でどうにでもなるのです。

●現在の野良猫のご先祖様は2種類のみ。

- 一つは、捨て猫。
- もう一つは、出入り自由で未手術の飼い猫。

この飼い方を日本では長く続けてきました。

この2種類の猫が地域における野良猫の数を増やしたことは間違いません。

捨て猫については、その罰則がすでに昭和48年からあったにも関わらず社会への広報を怠った行政の責任。現在の行政はそれは頑張ってくれていますが、長く広報を怠った責任は大きいと思います。

NPOねこだすけ 代表理事 工藤久美子
(一社)ワンウェルフェア 監事
東京都動物愛護推進員

出入り自由猫・餌あげさんについては、これは私達地域住民の責任と言えましょう。

- 私達住民が、無関心であったこと。
- お付き合いを気にして苦情があつても意見しなかつたこと。

それにより問題が放置され、猫の数が増え続けたこともまた間違ありません。

この様に、猫の存在は極めて曖昧である事、今いる飼い主のいない猫とは、長年のこの行政不作為、地域不作為が引き起こした問題であること、これを少し頭に置いて頂けましたら、大変嬉しく思います。

つまりこれは現在の餌あげさんなど個人の責任では無く、長年に渡り無関心でいた私達地域住民、行政も含め全員に何らかの責任があるのでは?とお考えいただけましたら幸いです。

ここから地域猫活動についてです。

平成13年度から開始された「東京都飼い主のいない猫との共生モデルプラン」は実に画期的な事業でした。

- ① それまでは、ほとんど全てボランティア単独の活動と言って過言では無いと思います。
- ② 全国自治体は、30年以上も「餌やり禁止」で解決をはかろうとしていましたが当然の事ながら効果はありません。

東京都も「餌やり禁止」政策により、皮肉な事に猫の数、猫への苦情数共に増加。

これに加え、ボランティアの経済的負担の大きさも重大な問題と認識されたようです。

その結果、平成11年度の東京都動物保護審議会(当時の名称)に於いて、先のプランが提案されました。

- ③ このプランの驚愕すべき点は、住民組織を噛ませた事でしょう。

ボランティア、管轄行政に住民組織を加え、地域の問題とし



て地域が主体となって野良猫問題解決に取り組む、三者がそれぞれの役割を果たし、協働して解決を図る、これが基本理念であり、まさに地域猫活動の基本原則、と感じております。

④ 当時は猫への餌あげを認めて頂く、それすら困難な時代でした。

よって現在とは少々文言も異なります。

「地域住民の合意」→「地域住民の理解と協力」

この合意、と言う言葉が現在も地方に於いては大きな弊害となっています。

つまり「合意と言うのは、全員の同意だな。」となりがち。

全員の同意などあり得ない訳で、これでは活動開始には至りません。

私共が新宿保健所と最初に作りましたパンフレットも「合意」でございましたので「理解と協力」に変更しました。

合意、と言う言葉、厳しい条件の理由。

●当時の状況は「餌あげ禁止」が当たり前。それを覆すにはかなり厳しい条件が必要でした。

・不妊去勢手術を行う。

・餌は決まった場所で与える。与えたらすぐに片付ける。

・糞の清掃に努める。

●このうち一番問題なのは、餌あげ。

現在も餌を与えたるその場から離れず、食べ終わるまで待って片付ける事、と言う文言が見られます。

しかし餌あげさんは数カ所の餌場がある方が多い。それをやっていてはかなりの時間が掛かります。

ご高齢の方などは、冬場など風邪を引きかねません。

然しながらこれも当時の状況を考えると、この様に厳しい条件を付けません事には皆様のご理解が得られないのでは、と言う考え方から(私も同感でした。)と思います。

ただ現在の状況を考えると、餌を与えたる必ず片付ける位で十分では無いでしょうか。

餌を何時間も放置しては、それはすなわち生ゴミでしかありません。

餌を与えて一回りして、それからまた一回りで片付ける。

餌場を汚さないこと、これが一番大切です。

地域猫活動について、以下連載次号では全国自治体の様々な取り組み、登録ボランティア制度、モデル地区制度などについて考えてみたいと思います。

多頭飼育問題について

このところ、そしてこれからも
増えるであろう多頭飼育問題。

対応策として最重要事項は

①徹底した地域広報と事前予防策。

●東京都が民生委員、児童委員様に配布している多頭飼育についてのパンフレット。(右)これを町会、住民にまで広げる。

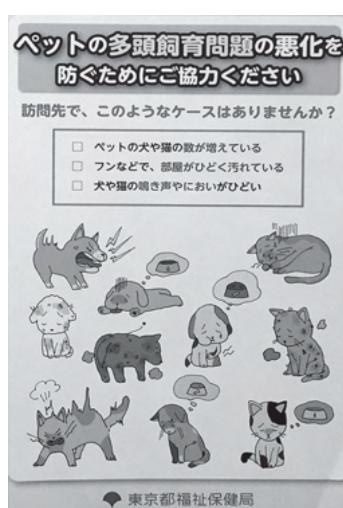
●このパンフレットまた他の多頭飼育関係チラシなど町会掲示板に掲示、回覧をお願いする。

●地域の会館、町会館などの猫の飼育問題相談会、などを開催する。

●福祉関係者、民生委員様などご自宅に立ち入れる方からの情報ををお願いする。

これは、簡単なチェックシートをお渡ししてご記入をお願いする。

個人情報の問題がありますが、管轄行政が絡めば



問題なく進められます。

●頂いた情報をもとに、愛護動物関係部署、福祉部署、福祉関連職員、動物ボランティアで話し合いを行い、方針を決める。

●地域猫活動による情報収集。

捕獲時、餌あげ時などに、住民の方々から必ずお声がかかります。またこちらからもお声掛けをします。そうしますと必ず、「あのお宅、猫がたくさんいるの、心配だわ。」など情報が得られます。

これはまさに、地域での情報は地域で得る、この基本通りと感じております。

また24年前、新宿区で活動をしている頃、餌あげお婆ちゃん宅前で猫がご飯をもらはず鳴いている、おかしいと思ったお隣の方が通報し、自宅内で倒れているお婆ちゃんを発見、もう少し遅ければ危険だったと言うお婆ちゃんの命が救われました。

もう一人のお婆ちゃんも近所の方が「猫のお世話をしてくれるのだから、私がお婆ちゃんにご飯を届ける。」この出前によりお婆ちゃんの健康状態など生活

を把握できました。

人と動物の福祉、これは深く繋がっている、と痛感いたしました。

②すでに問題が起きている場合。

猫の数、居住環境、家庭環境、飼い主、もしくは猫の年齢などにより状況は異なります。

いずれの場合も、室内清掃が必要な際には、清掃部署に協力をお願いします。

●賃貸或いは持ち家で飼い主様がまだ健康で在住できる場合。

不妊去勢手術が済んでいない場合は、まず手術のための獣医師への協力依頼、また病院への搬送についても関係者間で調整。

その後、譲渡先を探す。飼い主様が健康であれば所有権の放棄の確認で、譲渡が進められると思います。

●賃貸或いは持ち家で飼い主様が入院などの場合。

賃貸、持ち家いずれもご退院の見込みのある場合、親族様にご連絡し、ご相談をする。

不妊去勢手術を行い、これもご退院まで猫のお世話に通うことが可能と思います。

お世話は動物ボランティアのみならず、地域の猫好きの方、関係者などどなたでもできますが、いずれにしてもプライバシーに関わりますので関係者間で話し合いが必要。

その間に、譲渡先を探す。これもまず福祉、動物関連部署、民間福祉職員など関わる方々全員で保護譲渡先を探す。また地域の動物病院などへのチラシ掲示、ネット広報など方法はいくらでもあると思います。

持ち家でご自宅居住に問題が無ければ、これは比較的楽な方と思われます。飼い主様がご健康なうちに、少しづつ無理のない譲渡を勧める。

●賃貸或いは持ち家でご退院の見込みのつかない場合。

ご退院の見込みが無い場合、これも不妊・去勢手術、親族様へのご連絡とご相談。

賃貸の場合は、これらに加え親族様ともご相談し、大家様への賃貸継続のお願いが必要となります。保護については、ご退院見込みのある場合と同様、関係部署職員など全員で話し合い、方針を決める。

持ち家の場合も同様ですが、親族様との話し合いが重要と思われます。ご自宅に猫のお世話に通い、その間に譲渡先を探す。それが可能であれば、やや楽なケースと感じます。

親族様がいるいないに関わらず、いずれ全てのケースに於いて生活状況など個人情報満載ですので、福祉関係部署などに調整をお願いします。

上記のケースは、猫の数がそう多くない場合に当てはめやすいかと思います。



③猫が30匹以上の場合。

この様なケースは、福祉、動物愛護部署、住民の方々、少数の動物ボランティアだけでは到底解決は見込まれません。

飼い主様の状況など人の問題が深く関連している場合が多く、福祉関係者、また専門家の意見も必要だと思います。

動物に関しては、

●センターへの引き取り依頼。

これは一般的の引き取り収容とは別に、多頭崩壊に対する特別収容、などが確立していませんと困難だと思います。然しそれもその基準、条件などの整備が必要であり現在のところ難しいと感じます。

●動物愛護団体シェルターへの保護依頼。

これも費用以外に、シェルターの規模、人員、収容可能な動物の数など条件を定めない事には、シェルター自身が多頭崩壊の危険を負います。

SNSを活用した一般の方々への一時預かり、保護譲渡のお願い、係る費用についてのクラウドファンディング。

●その後の猫の見守り。

多頭崩壊が解決に向かったとしても、また猫が増えるケースは少なくありません。これを防ぐ為には、飼い主様との信頼関係を築く事。

最初に立ち入る場合も同様ですが良いコミュニケーションを作ること。とても重要なことです。

港区内でも犬の散歩で知り合った方が、多頭飼育の方とともに仲良くなられ23匹全ての猫の手術を完了されました。

この飼い主様は他にお付き合いの無い方でしたが、信頼関係が解決に導いた、と思います。

上記少数の猫のケースでも、全く人馴れしていない猫、病気障害のある猫などは猫に詳しいボランティアが保護せざるを得なくなります。

それを避けるため、また頭数の異常な増加を防ぐためにどうすれば良いのか。

結論：「1匹でも動物がいたら見逃さない」

1匹のうちに関係部署で情報交換をし、然るべき手を打つ。

これを徹底する以外に方法は無い、と感じております。

(2021年12月 NPOねこだすけ 工藤久美子)

コロナ禍のため、 地域猫セミナーの開催中止が続きました。

ねこだすけでは新型コロナ対策として、国や都の方針を受け、事務所での打ち合わせやデスクワークほか、ボランティアさんとの合同活動、またセミナーや講演を控えています。

事務連絡や配送作業などが滞りがちです。どうぞお許しください。

緊急事態宣言の緩和をみて、対策を講じながら開かれたセミナーもありますが、ボランティアさんや行政マンの努力によってリモートのセミナーが増えました。また、コロナの変異型も気になります。ねこだすけ独自では、ZOOMを利用したりモート相談会や懇親会を開催しています。

そのせいもあり、自宅や事務所界隈での地域猫対策・TNR活動も多くなりました。

「赤坂地域猫対策の会」の活動などです。主に赤坂、麻布、六本木、青山など。地域がら職住接近の個人事業主さんやビルオーナーの方など、ボランティアさんも多彩です。

ここでも餌やり苦情者との対立は全国各地と同じで、ご相談の内容なども全国の他地区と変わりません。

解決方法も同じで、管轄の役所と町会やビル・土地などの管理組織、警察などの情報の共有を目指す話し合いが度々です。

TNRの捕獲中は、ご近所さんや通りすがりの方々へお声掛けをしながら、活動の広がりに努めています。

様々な方々との嬉しい巡り合いが増える一方で、頑な餌やり禁止情報も集まり、いつも通りの対応に追われております。



セミナーほか、行事や出来事の一部

詳しくはねこだすけブログ「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ」
<http://chiikineko.nekodasuke.main.jp/>

【東京瑞穂町・地域猫セミナー開催予告】

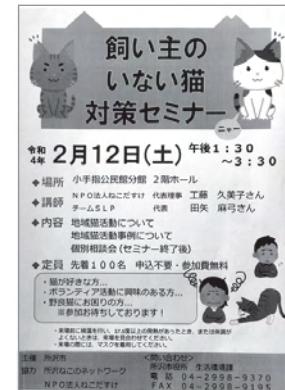
令和4年3月27日瑞穂町けやき館、瑞穂町環境課主催。

東久留米市(仮称)飼い主のいない猫（野良猫）対策セミナーを開催の予定です。令和4年2月20日、東久留米市役所1階市民プラザ。講師予定：石森信雄氏／練馬区職員・元保健所地域猫担当：工藤久美子／NPOねこだすけ代表。お問い合わせ：東久留米市環境政策課。協力：HAS ホーム・アニマル・ソサエティ

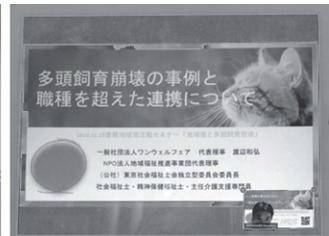
所沢市・飼い主のいない猫対策セミナー

令和4年2月12日開催予定。

小手指公民館分館2階ホール。講師：田矢麻弓氏／チームSLP代表、工藤久美子／NPOねこだすけ代表理事。主催：所沢市、協力：所沢ねこのネットワーク・NPOねこだすけ。お問い合わせ：所沢市役所生活環課、先着100名・申込不要・参加費無料・マスク着用・検温有。



倉敷市・第6回地域猫活動セミナー



くらねこが提案する市民企画提案事業の地域猫活動セミナー、「地域猫と多頭飼育崩壊」～職種を超えた連携と地域の支えあいを学ぼう～、11月28日会場参加とオンラインで開催。

リモート出演の(一社)ワンウェルフェア代表理事渡辺和弘氏が「多頭飼育崩壊の事例紹介～職種を超えた連携について～」、NPOねこだすけ代表理事工藤久美子は「地域猫の作り方～三者協働ってなんだろう？～」を講演。

基調講演の倉敷地域ねこ活動をすすめる会代表亀山雅子さんが会場とオンライン両方の進行でした。中核市の同市には動物愛護センターや動物愛護管理部局があるにも関わらず、地域猫対策や多機関連携についてのトップダウンの普及や啓発はまだまだこれかららしく、今回のセミナーのような市民からのボトムアップが役所を後押しするものと強く感じられました。（6頁に関連記事）

人・動物・地域に向き合う多頭飼育対策勉強会

11月18日、港区・みなと保健所主催。講師は(一社)ワンウェルフェア代表理事渡辺和弘・理事

岩田有佳乃・理事中村佳一・監事工藤久美子、品川シーザンテラスカンファレンスで開催。「人の福祉の問題と動物愛護の問題から、人と動物双方の福祉を考えます。」をテーマに、港区生活衛生相談係の提案を受けて、人の福祉専門家と動物愛護が連携しました。

令和3年3月に環境省動物愛護管理室が発行した「人・動物・地域に向き合う多頭飼育対策ガイド



「ライン」に配慮した恐らく我が国初の企画です。

同区の動物愛護管理関係職員のほか、福祉関係従事者、他区からの職員など、コロナ禍対策で蜜を避けた定員90名の会場に、主催者含むおよそ30名超のご参加でした。初のテーマだったこともあり、閉会時刻を1時間ほど延長しました。閉会後も、多機関それぞれの方々が交流する立ち話が続きました。

世田谷地域猫活動セミナーin桜新町、11月13日に会場とオンラインの両方で開かれました。

区の若手職員がZoomウェブナーや会場のスクリーンを操作。広い会場で蜜を避けた定員20名は満席。講師はチームSLP代表田矢麻弓さん・社会福祉法人理事長森島伸弘氏・NPOねこだすけ代表工藤久美子。

チームSLP田矢さんは、人口約100万の世田谷区で地域が主体の地域猫活動を区民・役所と協働の仕組みで推進し、20年近く活動を続けています。会場にご参加の猫迷惑苦情者さんからのご相談に、解決へ直ぐの対応はまさにお見事です。

森理事長の体験談は地域が主体の地域に根付く地域猫活動が分かりやすかったです。

ねこだすけ工藤の足掛け3年ぶりの外猫トイレの実演は、皆さまが蜜を避けてデモテーブルを囲めないため少々残念でした。地域猫活動を進める皆さん用のスタッフ腕章を、少しですがお持ち帰りいただきました。（下の画像）

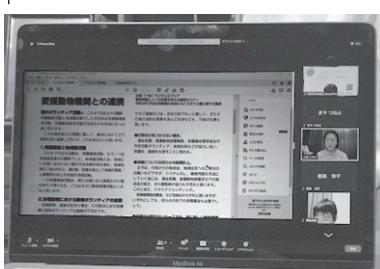
世田谷桜新町セミ／21.11.13



10月9日から来年3月まで、(一社)ワンウェルフェアが動物問題と人への支援を考える連続セミナーを、各分野から計6回オンラインでリモート開催します。

第1回は「動物愛護機関の役割と連携」について、同法人の監事を兼ねるNPOねこだすけ代表工藤久美子が講演しました。第2回からのテーマは次の通りです。「ケアマネージャーの役割と連携」

「地域包括支援センターの役割と連携」「社会福祉協議会の役割と連携」「災害時のペット問題と連携」「支援・ツール・連携の方法」などです。



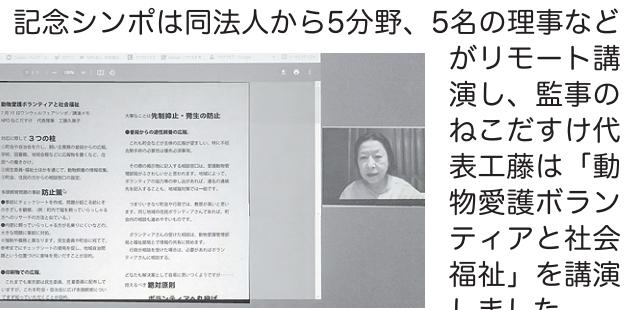
ふなねこ・地域猫オンラインセミ 8月22日、NPOふなばし地域ねこ活動が地域猫対策、中級ブランドンティアさんを対象にオンラインで開催しました。

傍聴者10名の予定が倍のご参加です。講師役はふなねこ代表清水真由美さん、チームSLP田矢麻弓さん、印西地域猫友の会有志、船橋市動物愛護推進議員連盟川井洋基氏、ねこだすけ工藤久美子。



(一社)ワンウェルフェア設立記念 シンポジウムを、ZOOMを利用したオンラインで7月11日に同法人が開催しました。

「動物の問題は人への支援が必要だった」などを掲げ、令和元年から福祉職の現場の皆さまを中心準備を重ね、法人として設立しました。



港区では 地域猫活動用にA4サイズが収納できるトートバッグを用意しました。

「赤坂地域猫対策の会」のねこだすけ工藤は、同区に活動を報告の上活用しています。



地域猫活動中、STAFF腕章を5月にご寄付していただきました。セミナーで展示し、お持ち帰りいただくななどで、いつも在庫不足でした。ねこだすけでは100円ショップで腕章を購入し、コンビニで原稿をカラーコピーしてからサイズに加工した用紙で、ボランティアさんと一緒にデスクワークの日に手作業で作ります。

このコロナ禍では、複数名のデスクワークも出来ず、にいたところ、完成品はすごく助かります。



●この頁の記事はねこだすけニュース号外に掲載済です。



飼い主の生活環境が改善され、動物の状態が適正化に向かい、周辺の生活環境が保たれる。

この対策を行うのは、都道府県等の動物愛護管理部局、市区町村の生活衛生部局動物愛護管理、社会福祉部局、住宅部局等の職員等のほか多機関。他には民生委員・社会福祉事業者・動物愛護推進員・動物病院・動物愛護ボランティア等が関わり、また動物愛護管理行政、社会福祉行政以外の公衆衛生行政、警察行政等、他分野とも連携して対策に当る。……とゆうものです。

令和3年3月26日付けで、環境省と厚生労働省から都道府県・指定都市・中核市の動物愛護管理主管部局ほか、人の福祉などの多機関6主管部局に「(周知)の公文書」が送付されています。

ねこだすけでは2019年より、主に人の福祉等に携わる皆さんと連携を深め、当問題がテーマの、一般社団法人ワンウェルフェアの設立に加わりました。



同審議会もコロナ禍の影響を受けて、オンラインでの会議を余儀なくされました。

NPOねこだすけ代表理事の工藤久美子は、同審議会の委員に参加させていただいております。

人・動物・地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～ 令和3年3月、環境省動物愛護管理室発行。(左は表紙、環境省のホームページから.pdf形式でダウンロードできますが、A4サイズ片面プリントでは136枚になりました。)

多頭飼育対策を行うことにより、人も動物も福祉が守られる。多頭の

次頁の餌やるな掲示看板や警備などについて、親会社とねこだすけが情報交換を続けました。やがて、餌やりさん・担当の港区職員・地元町会長の七戸じゅん区議会議員・親会社担当社員などと、的確な情報の交流ができるようになりましたので、令和3年5月に現場で話し合いました。(画像は一部関係者)

結果、「餌やりさんは今迄通りに……。警備に行き過ぎの際には親会社にご一報を。」となりました。

御立派な掲示看板はそのままですが目立ったトラブルもないでの、一応ご関係各位さまの面目が保たれたとゆうことでしょうか?……



令和3年1月時点では、未だコロナ禍がおさまりません。出歩くな!密になるな!テレワークをしろ!です。ねこだすけでも各種打ち合わせやセミナーなどを厳しく控えました。事務所もほぼ一日置きの1人仕事が続きます。

そこでねこだすけではオンラインの地域猫相談会・懇親会を、同年1月よりZOOMのミーティングルームを利用し、ホスト役を務めています。同9月までは5回のオンラインミーティングを行いました。

Facebookのグループ zoom cafe nekodasuke で随時ご案内しております。どうぞお気軽に立ち寄りの上、ご参加ください。

詳しいホームページは、ねこだすけトップページの「オンラインミーティング」からリンクしています。

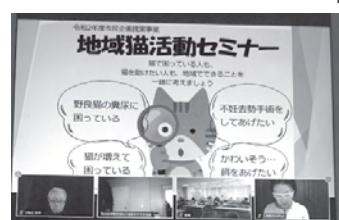


<http://nekodasuke.main.jp/mting.html>

倉敷市・地域猫活動セミナーを、令和2年12月27日、倉敷地域ねこ活動をすすめる会が主催しました。市民企画提案事業で倉敷市の共催です。同会代表の亀山雅子さんが会場とリモートの両方をコーディネートし、司会を務められました。

東京からリモート出演の講師は、世田谷区を拠点の地域猫活動「チームSLP」の田矢麻弓さんと、ねこだすけ代表工藤です。

「猫のことでお困りではありませんか?」「困っている人も、助けたい人も、地域で一緒に考えましょう。」がテーマでした。(画像は東京にてパソコンモニターの撮影。4頁に関連記事。)

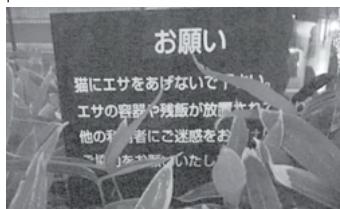


●この頁の記事はねこだすけニュース号外に掲載済です。



令和2年10月21日、港区保健所「職員向け地域猫活動研修会」。同区には未だ動物愛護管理係がありませんが、飼い主のいる愛護動物は保健所が担当。地域密着型の野良猫対策は五つの支所の協働推進課が担当。「職員向け」の対象は部署に垣根なく、まちづくりや公園管理の指定事業などの多種からのご参加でした。「地域猫」の言葉は聞くものの、現場からの情報提供などを初めて体験する職員が多数でした。

コロナ禍のため、ねこだすけは講座などを控えていましたが、職員研修のため代表の工藤が講師役でした。



超大手の管財・警備企業が管理し、一般に開放されている商業地の緑道や緑地に、「餌やるな」の掲示(左)が多数。しかし塀一枚を隔てたその先にいつもの餌場もあります。「企業の社会的責任、CSR」の部署が大企業にはあるので、先ずはいつも通りの掲示撤去のお話し合い、と計画しましたが少し事情が異なりました。

現場管理者に、猫の繁殖制限手術が既に伝わっていること。「恣意的=勝手気恃」な餌やりさんは決してならないことも理解しながら、掲示を外す権限が現場に

ない、と企業側の都合です。

猫側は、緑地で食事中(右下)の後ろの民家に、常設の餌場もあります。民家は立て替え工事中ですが、食事は見守りを続けられています。猫たちは、緑地の餌場ではなくても食事ができるので、企業の立派な看板が社会的には決して好ましいものではないことを、大企業に気付いていただきたいと思うのです。(前頁に関連記事)



令和2年9月、(一社)ヒューマン&アニマル・ライツ機構の名誉総裁で、ロビイスト猫のジャンヌ・ダルクちゃんと、ねこだすけ代表理事工藤久美子も一緒に、小泉進次郎(元)環境大臣にご挨拶をさせていただきました。

動物愛護法の、殺傷や遺棄・衰弱虐待ほかの罰則が強化されたにも関わらず、地方自治体ほか関連部局などの執行官や担当者に周知されていません。

元警察官僚
国会議員の小野次郎先生と共に、そのような事柄も含めたお願いやお話をすすみました。



今、出来ることを、出来る範囲で、決して無理をしないで!!

ご支援ご協力・ボランティア参加をどうぞよろしくお願ひいたします。

地域猫活動と対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。

ペットブームといわれる中で、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか?疑問の残るアクシデントも多いです。

さまざまな出来事に合うとき、改善要請活動も頻繁です。どうぞ支えてください。

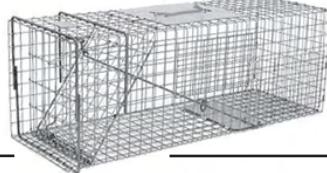
ねこだすけでは収益事業を行っていません。皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

- 猫に手をのべるときフードは欠かせません。地域猫対策の他、多数頭の保護先で使用します。
- トイレ砂や獣医薬品なども助かります。
- 倉庫が手狭のため、ご支援の品々はその都度転送しています。未使用的切手は宅配の郵パックに使えますし、書き損じはがきを切手に交換します。
- 各種金券・図書などのカード類・商品券・ギフト券、収入印紙も換金が容易です。
- 皆さまへのお知らせやイベントなどの通信連絡、配送等に役立つ事務用品の、例えばコピー用紙、プリント用紙、オフィスのり、ビニールひも、粘着テープなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

トラップケージ

動物保護目的の地域猫対策に限る、直輸入捕獲用ケージ

- 動物愛護に理解のあるAPLに協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、APLから直接購入いただける仕組みをとっています。
- APLではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをAPLがねこだすけに提供しています。特別な場合を除き、ねこだすけからの直接販売も行いません。
- お申込みの規定書式をご請求ください。2~3枚のご案内用紙をお届けしております。
(HP検索→キャッツプロテクションケージ)



- 古い申込用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
- 直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの際に、出庫時封の書式をご利用の上ご連絡ください。
- 専用のキャリーケースあります。
- 価格はねこだすけにお問い合わせ下さい。
- サイズ/約25x25x66cm約2.6kg
ペダル(踏み板)式片側扉一種類のみ



トラップケージの貸し出し…

地域猫対策や動物愛護に限るトラップケージ保護捕獲用かご(左の写真)

- 貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
- 貸出期間は、一回につき原則1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
- 期間を超えている際には、一度返却してください。点検整備を行います。
- また、事情により1ヶ月を超える際にはお手数ですがご連絡ください。延長も承ります。
- よそへの「又貸し」をしないでください。その都度返却し、規定の書式でお申しください。使う態様により危険な狩猟具になります。



いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係…

ねこだすけは、小さいのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に数万匹もの猫が不幸に死にます。少しの手助けで不幸な猫をなくせます。ボランティアさんがそれぞれの立場で、猫や動物に今までできること範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、猫や動物に心を動かされている皆さんにご参加をいただいています。

猫の保護や救済、通院などのご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

地域猫活動や動物愛護の活動は、政治理思想に中立で當利を求めません。超党派の議員、大勢の獣医師、多くの役人から賛同をいただいています。

ねこだすけは、猫や動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域猫活動や動物の情報ネットワークを進めます。動物を愛する様々な立場の皆さんに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になつて支えてください。

地域猫活動と対策を進めます。

地域猫活動や動物愛護の活動は、政治理思想に中立で當利を求めません。超党派の議員、大勢の獣医師、多くの役人から賛同をいただいています。

ねこだすけは、猫や動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域猫活動や動物の情報ネットワークを進めます。動物を愛する様々な立場の皆さんに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になつて支えてください。

ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。
ご住所をお知らせください。

小さな声を大きく強く!! 地域猫ネットワーク!!
ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

入会お申込・お問い合わせは…

電話・Fax. 03-3350-6440

郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203

NPO ねこだすけ

<http://nekodasuke.main.jp>

<facebook.com/nekodasuke>

●このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

会員種別	年会費	摘要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個人
C パートナー 5	5,000円	個人
D パートナー 7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付	年会費を除く随時	

※NPO制度の構成員(例:会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポート会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域猫対策の活動が拡がっています。

どうぞご寄付をお願いいたします。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵便パックや資料送付に転用します。各種金券やカード類・ギフトカード・収入印紙等は換金も容易です。保管場所が狭く、ケージや物資などの宅配出庫回数が増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はほぼFaxです。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。また、インターネットメールでのご相談受付シフトは整っておりませんのでご了承ください。

活動 地域猫活動と対策や、猫の保護救済以外の活動内容

- 動物愛護の普及や啓発
- 動物の法規法令等の普及啓発と実行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- 不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- 緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進

- 不適切に飼養される動物の改善
- 不適切な愛玩動物煽動風潮の抑止
- 生物多様性に関する動物の保全
- 動物擁護の普及
- 動物福祉の推進

- 動物愛護普及啓発イベントの開催
- 動物ネットワークの推進
- 学習会や相談会、セミナー開催
- 猫の譲渡・飼い方相談
- チームや支部などの支援 ほか

平成25年の改正動物愛護法から、法律文中の「ねこ」が漢字の「猫」に変わりました。ねこだすけではこだわらずに、猫、ねこ、ネコを併用しています。

地域猫対策の展示パネル

書式はホームページアーカイブ

発砲スチロール板に加工した、手作りの地域猫対策パネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの一部などはwebのアーカイブ頁に紹介しています。

●展示会場やイベント内容をご連絡いただきますと、種類や点数を選別いたします。最大A2判、多くはB3です。●貸し出し費用は無料ですが、送料を貸出時、返却時共のご負担をお願いいたします。●地域猫対策の直接的な普及啓発の使用に限らせていただきます。●募金活動やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容とそぐわない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー

ファクトシートの一部

動物愛護法・地域猫対策ポスター一覧

行政資料の一部 ほか

ねこだすけ アーカイブ

検索

●地域猫対策参考資料としてご活用ください。●大量コピーや印刷などでご利用の際にはご連絡ください。●現在、ファクトシートの頒布を行っていませんが、ダウンロードは従来通りです。